

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：製造産業局生活製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		加工再輸入減税制度（革製品、革製履物の甲）								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和5年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度（革製品、革製履物の甲）について、適用期限を延長。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和5年4月1日から令和8年3月31日まで								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>国内皮革産業は、高付加価値化やコスト削減などの構造改善を進めることにより、欧州から輸入される高価格の製品と、主にアジア諸国から輸入される低価格製品に対抗できる競争力の確保を図る必要がある。</p> <p>しかしながら、近年、アジア諸国においては欧州及び米国からの技術導入により、生産技術・品質が急速に向上していることに加え、安価な人件費等を利用した大量生産方式により、圧倒的なコスト競争力を有した低価格の輸入品がシェアを急激に拡大している。</p> <p>国内皮革産業は新型コロナウイルス感染症拡大による需要の低下からは一定程度回復している状況だが、消費者ニーズの多様化や海外製品の輸入増に圧される中、製造現場における従業員不足による生産力の低下や一部工程の海外移転の進行、ウクライナ情勢による化学薬品等の加工コスト増により、国内皮革産業の競争力は相対的に低下し、引き続き厳しい事業環境となっている。そのため、我が国は昭和44年度より「再加工輸入減税制度」を創設し、我が国から輸出された特定の原材料が外国で加工又は組み立てられた後、原則として1年以内に特定の製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち我が国から輸出された特定の原材料相当部分の関税を軽減する措置を講じている。その結果、加工工程の一部を人件費の安いアジア諸国等へより効果的にアウトソースすることが可能となり、我が国製品の価格低減及びそれに伴う価格競争力向上に貢献している。</p> <p>② 問題点</p> <p>このような状況下において、皮革産業の構造改善を進め、ブランド化・高付加価値化に対応するまでの間、加工再輸入減税制度を維持継続しなければ、国内事業者の皮革製品製造において国内皮革から海外皮革への転換が加速することとなり、厳しい競争環境におかれ基盤の脆弱な国内皮革産業（及び関連産業）に壊</p>								

<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>滅的な打撃を与える懸念がある。</p> <p>① 改正の方向性</p> <p>国内皮革産業の保護を目的とする措置としては、補助金の交付等が考えられるが、以下の観点から加工再輸入減税制度は有効な措置である。</p> <p>ア. 社会的費用</p> <p>補助金支給に係るコストに加え、現下の経済情勢下においては、直接製造支援等を行うための補助金は市場原理をゆがめるおそれがある。あくまで各企業が市場原理を前提とした上で国内産業に競争力をつけることが必要である。</p> <p>イ. 効果</p> <p>アジア諸国からの低価格品及び欧州からの高価格品と対抗しうる国際競争力を備えるためには、加工再輸入減税制度による国内産業保護は効果的である。</p> <p>ウ. 効率性</p> <p>国内皮革産業は、中小・小規模な事業者が大部分を占めており、産業全体を網羅する観点では、関税制度が効率的である。</p> <p>エ. その他</p> <p>特定産業保護のための補助金は、国際的な批判を招くおそれがある。</p> <p>令和5年3月31日に関税暫定措置法の適用期限が終了するが、皮革産業が、生産コストの削減等を通じた構造改善を進め、アジア諸国からの低価格品及び欧州からの高価格品と対抗しうる国際競争力が備わるまでに至っていないため、加工再輸入減税制度を維持存続する必要がある。</p> <p>なお、国内皮革製造事業者において、ユーザーである皮革製品製造事業者への安定的な原料供給は、生産活動維持のための貴重な活路となっていることから、本制度の延長は、皮革製造業界（(一社)日本タンナーズ協会、日本革類卸売事業協同組合ほか）及び皮革製品業界（日本靴工業会、全日本革靴工業協同組合連合会）の総意となっている。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>皮革製造業及び皮革製品製造業の構造改善が図られ、アジア諸国からの低価格品及び欧州からの高級品と対抗しうる国際競争力が備わるまで、本制度を維持する必要がある。</p> <p>また、皮革製品製造業は、①経営基盤が脆弱な中小・小規模事業者が大多数であり、事業者が一定の予見可能性を持って経営を行う必要があること、②我が国企業の投資先・事業地の変化、サプライチェーンの変化、諸外国の経済発展の状況等により中長期的にビジネス環境が変化することを踏まえると、本制度の安定的運用及び定期的に変化し得る産業界のニーズを本制度に反映するために3年を適用期限とするのが妥当である。</p> <p>なお、皮革製品製造業はOEM受注生産（相手先ブランド名製造）により事業活動を行い、本制度利用している事業者は、OEM発注元からの生産要求に安定的・計画的に対応するため、海外加工メーカーと3年程度で契約を結んでいるケース</p>
------------------------	---

が多く、延長期間についても、事業者が安定的に事業計画を設定・運用する必要がある。

改正の効果と妥当性

① 改正によって期待される効果

仮に、加工再輸入減税制度が廃止された場合、どのような影響があるか試算する（我が国から輸出された原材料を使用し、海外で革靴の甲に加工し、輸入する場合）。

国内品の生産単価（紳士靴）は平均 7,436 円/足、革靴の製造原価について、本制度の対象となっている「甲」の革靴に占める原価は 49%、そのうち材料費の原価は 31.0%であることから、同制度が廃止されると、1 足当たり約 575 円の減税（革製履物の甲の関税：25%）がなくなることとなる。

(参考)	
○減税がない場合の甲の関税額	7,436 円 × 49% × 25% ≒ 910 円
○原材料の課税価格相当価格	7,436 円 × 31.0% ≒ 2,305 円
○甲の課税価格	7,436 円 × 49% ≒ 3,643 円
○減税額	910 円 × (2,305 円 / 3,643 円) ≒ 575 円
減税額 = 製品の関税額 × (輸出原材料の課税価格相当価格 / 製品の課税価格)	

☆革靴の原価構成

製造原価	費目	細目
100	甲 : 49	材料費 : 31.0
		材料費以外(人件費等) : 18.0
	甲以外(底付け等) : 51	

(出所) 日本靴工業会調べ

(注) 1. セメント式製法による原価

国内の革靴製造業において、革靴の甲の調達には生産効率や国内の人手不足などにより相当部分を海外から行っている。上記試算を踏まえると、国内革靴製造事業者は本制度が存在することにより 1 足当たり約 575 円のコストダウンが可能となっており、少なくともこの分について、海外製品に対して競争力をもつことが出来る。(令和 3 年度の革製履物の甲の本制度適用輸入額に対する減税額は約 2 億円 (出典：財務省調べ、2022 年 7 月時点。))

② 改正によって生じうる影響

特になし。

③ 改正の妥当性

国内革靴製造業において、革靴の甲の調達には生産効率や国内の人手不足などにより相当部分を海外から行っている状況下において、上記のとおり、国内革靴製造事業者は本制度が存在することにより 1 足当たり約 575 円のコストダウンが可

	<p>能となっており、少なくともこの分について、海外製品に対して競争力をもつことが出来る。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>経済産業省の令和3年度政策評価書「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>国内皮革製造業及び皮革製品製造業は、中小・小規模な事業者が大多数を占め、一方で貿易自由化の進展やLDC諸国からの輸入により国産品の需要を奪われる厳しい状況にある。そのため、国内皮革製造業及び皮革製品製造業の競争力強化に必要なブランド化・高付加価値化や人材育成等の取組みに対し、外部有識者等の評価も受けながら国として継続して予算措置を講じているところである。</p> <p>加工再輸入減税制度は、縮小を続ける国内皮革製品製造業における生産力の低下を補い、生産コストを抑えることができる海外への生産の一部移転や一部工程の海外移転を行いやすくすることで、国内の皮革製品産業を保護するだけでなく、国内皮革製造事業者への皮革の需要を保持するために効果的な制度である。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>特になし。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>皮革産業振興対策事業として、皮革の高付加価値化等に係る補助金や国内皮革関連産業の施策立案・競争力強化に向けた調査に係る委託費による支援を行っている。また、急激な輸入数量の増加を緩和し、国内の皮革産業及び革靴産業において国際競争力強化に向けた皮革・革靴の関税割当制度による支援を行っている。</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>昭和44年に本制度が創設され、平成12年度から革製品（関税率表番号第42.02項、第42.03項）を対象品目として追加、さらに、平成15年度から革製履物の甲（関税率表番号 第6406.10号）を追加し、現在まで延長されているところ。</p> <p>なお、平成17年度からカーシートレザー（関税率表番号 第9401.90項）を追加したが、平成29年度改正時にカーシートレザー（関税率表番号 第9401.90項）を削除した。</p>
------------------	---

措置による効果

本制度の対象である「革製品」、「革製履物の甲」の適用輸入額は、直近では減少傾向にあるものの、革製品で見れば令和3年度は増加に転じており、他品目と比べると額は小さいが小規模事業者が大部分を占める国内皮革製造業及び革靴製造業においては、本制度の効果が一定程度確認されている。ただし、直近の影響（コロナ、RCEP 発効、ウクライナ問題等）が、本制度の利用率にどの程度影響を与えているかを現時点で分析・判断することは困難。

なお、各事業者における方針や判断などにより本制度の利用実績は異なるものの、少なくとも、今後も本制度を利用していく事業者においては、本制度が措置されない場合、製造コストが増となり相当のダメージを受けることは明白であることから、制度維持を求める要望は引き続き出されている。

表1：皮革(革製品)の本制度適用輸入額
(単位：百万円)

令和2年度	令和3年度
671	760

表2：革製履物の甲の本制度適用輸入額
(単位：百万円)

令和2年度	令和3年度
2,020	1,591

(出典：財務省調べ、2022年7月時点)